

糖尿病、高血圧、脂質異常症で通院中の方へ

生活習慣病管理料について

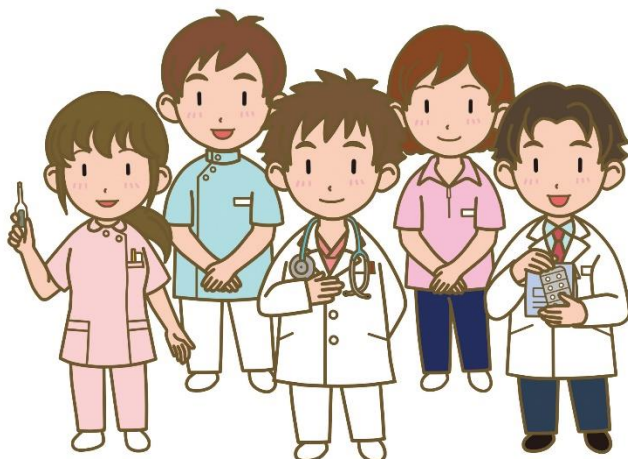
令和6年6月の診療報酬改定により今まで生活習慣病(糖尿病、高血圧、脂質異常症)の診療に対して計算されていた『特定疾患療養管理料』が廃止され、個人に応じた療養計画に基づき、専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ変更となりました。

この改定に伴い、患者さんには個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した【生活習慣病療養計画書】に署名をいただくこととなりますので、ご協力をお願いいたします。

また、患者さんの状態に応じて医師の判断のもと28日以上 of 長期の投薬を行う場合があります。

窓口での負担額は診療内容により変わりますので、検査を行った日などは窓口での負担額が高くなる場合があります。

ご理解とご協力をお願いいたします。



さぬき市民病院